

会津乗合自動車株式会社等に対する買取決定について

2011年1月14日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年12月2日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

なお、本買取決定は、下記の事業者らの株主総会において、事業再生計画に予定されている必要な決議がなされることを停止条件としております。

1. 対象事業者の氏名又は名称

会津乗合自動車株式会社、会津バス観光A・T・S株式会社、及び会津バス・オートサービス株式会社（以下、総称して「対象事業者ら」という。）

2. 買取りに係る債権の元本額等

会津乗合自動車株式会社

対象債権の元本総額 約1,386百万円（A）

うち買取りに係る債権の元本額 200百万円（B）

うち対象事業者らの事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額 約1,186百万円（A-B）

※ 「対象債権の元本総額」は、担保処分等による弁済前の金額です。また、事業再生計画に定めるとおり、会津乗合自動車株式会社が会津バス観光A・T・S株式会社及び会津バス・オートサービス株式会社の債務を免責的に引き受けることを前提とした金額です。

※ 上記各金額は、債権買取り実行時までに変更となる可能性があります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣：意見なし

厚生労働大臣：異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額

約508百万円（見込額）

※ 支援決定時から変更はありません。

※ 担保処分が見込額通りに実施されることを前提とした金額です。

5. 一般の商取引債権の取扱い

本買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者らに対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上